

優れた技術等を外国において広く活用しようとする中小企業者等が行う
外国への特許や商標などの出願に必要な経費の一部を補助します！



公 募 内 容	概 要
応 募 資 格	・新潟県内に事業所を有する中小企業者又はそれらの中小企業者で構成されるグループ ・地域団体商標に係る外国特許庁への商標出願は、組合、商工会、商工会議所、NPO法人
対 象 要 件	・「特許」「実用新案」「意匠」「商標」「冒認対策目的の商標」の各出願案件 ・申請時において、既に日本国特許庁に対して行っている特許等出願（PCT出願含む）を基礎として、これと同一内容で行う予定の外国出願であること。 （マドプロ出願の場合は、日本国特許庁への国際商標登録出願以前であること） ・国及び当機構が行う補助事業完了後の状況調査等に対し、協力すること。 ※令和元年度から令和5年度に当補助金を利用した事業者に対して特許庁が実施した、「令和6年度フォローアップ調査」に回答しなかった事業者は、今年度の本事業に申請できません。 ※その他要件はホームページ（https://www.nico.or.jp）の事業案内等を参照してください。
補助対象経費	・「外国特許庁への出願手数料」「現地代理人費用」「国内代理人費用」「翻訳費用」 ・交付決定日から、令和8年2月末日までの間に支払いが完了するものであること。 ※補助対象とならない経費：①国内出願（PCT出願含む）費用及び日本国特許庁に支払う費用 ②日本国内における消費税及び地方消費税 ③国際商標登録出願料に係る登録料 等
補 助 率	補助対象経費の2分の1以内
補助上限額	① 1企業（グループ）に対する補助上限額 : 3,000千円以内 ② 1出願（案件）に対する補助上限額 ア. 特許 : 1,500千円以内 イ. 実用新案、意匠、商標 : 600千円以内 ウ. 冒認対策商標 : 300千円以内
募 集 期 間	令和7年5月9日（金）～6月10日（火）【交付決定時期：7月上旬予定】
応 募 方 法	・交付申請書、事業計画書等を作成し、必要書類を添付の上、郵送で提出してください。 ・申請書はホームページ（https://www.nico.or.jp）からダウンロードしてください。 *jGrants（※1）を活用した電子申請による併用応募も可能です。ただし未公開情報取扱の観点から機密保持を含む書類は全て紙ベースでの提出が必要となります。詳しくはお問合せください。
そ の 他	・補助金に採択（交付決定）された場合は、採択者の名称、所在地、出願種別について外部に公表します。※個々の採択者の交付決定金額や採択件数についても公表する場合があります。 ・補助金の交付は補助事業が完了した後の精算払いとなります。 ・採択企業は、GビズID（※2）による確認が必要となる見込であるため、未取得の場合は予め取得手続きを行うようお願いいたします。

※1 【jGrants】経済産業省が運営する補助金の電子申請システムです。（<http://www.jgrants-portal.go.jp/>）

※2 【GビズID】一つのID・パスワードで複数の行政サービスにアクセスできる法人・個人事業主向け認証システム。
本件をはじめ多くの補助金でも活用されています。（<http://gbiz-id.go.jp/top/>）

■問い合わせ・申請書提出先■

公益財団法人にいがた産業創造機構 マーケティング支援グループ 海外展開支援チーム
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル11階
TEL：025-246-0063（直通） E-mail：kaigai@nico.or.jp